

県立広島大学の法人化基本方針

平成18年2月

広島県

目 次

法人化に当たっての基本的な考え方	1
I 組織運営	1
II 目標評価制度	4
III 運営費交付金	6
IV 財務会計制度	6
V 人事制度	7
VI 今後のスケジュール	7
参考資料（公立大学法人の運営組織のイメージ図）	8

法人化に当たっての基本的な考え方

昨年4月に県立3大学を再編・統合して開学した県立広島大学については、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、より魅力ある大学を目指した改革が求められている。このため、これまで以上に機動的で弾力的な運営体制の確立が必要であるという認識のもと、大学独自の責任と裁量により、自律的かつ効率的な大学運営が図られる公立大学法人制度を、平成19年度に導入することとしたところである。

この法人化の準備に当たっては、本年度から、大学との連携の下で、新しい大学にふさわしい公立大学法人の組織運営、目標評価制度、人事・財務会計制度などについての基本的な枠組みや具体化における検討課題を整理し、この度、法人化の基本方針として取りまとめた。

今後は、この基本方針のもと、目標評価や人事・財務会計システム等の詳細な制度設計を進め、県民の期待に応えられる大学運営が図られる体制を整備し、理事長のリーダーシップに基づく迅速な意思決定の下で、「地域に根ざした、県民から信頼される大学づくり」の実現を図るものとする。

I 組織運営

1 法人の名称

公立大学法人の名称は、「公立大学法人県立広島大学」（以下「法人」という。）とする。

2 法人が設置及び管理する大学

- (1) 1法人1大学を原則とし、法人が設置及び管理する大学は、「県立広島大学」とする。
- (2) 平成17年度の県立大学再編統合に伴う旧3大学（広島県立大学、県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学）の管理については、経過措置として法人が行う。

3 理事長及び学長

- (1) 理事長は、法人運営の最高責任者として法人を代表し、その業務を総理する。（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第13条第1項）
- (2) 理事長は、法人が設置する大学の学長となる。
- (3) 学長となる理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。（法第71条第2項）
- (4) 法人の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置される機関の選考に基づき行う。（法第71条第3項）

4 副理事長

法人に、副理事長は置かないものとする。

5 理事

- (1) 法人に、理事長を補佐し、法人業務を行う理事を5人以内で置く。
- (2) 法人運営に高い識見と幅広い意見を反映させるため、学外から非常勤理事を2人以内で置く。

6 監事

監事は2人とし、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通している者のうちから、知事が任命する。（法第14条第2項）

7 役員会（仮称）

- (1) 理事長の適切かつ円滑な意思決定を補佐するため、役員会（仮称）を置く。
- (2) 構成員は、理事長及び理事（非常勤を含む。）とする。
- (3) 理事長は、重要事項を意思決定するときは、役員会（仮称）の議を経なければならない。（議決事項は、「10 審議機関等の審議事項について」に記載）

8 経営審議機関

- (1) 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会（仮称）を置く。（法第77条第1項）
- (2) 構成員は、理事長、理事（非常勤を含む。）及び学外委員とする。
- (3) 学外の幅広い意見を反映させるため、委員の半数以上は、学外者（非常勤理事を含む。）とする。

9 教育研究審議機関

- (1) 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会（仮称）を置く。（法第77条第3項）
- (2) 構成員は、学長となる理事長、理事（非常勤を含む。）、学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長、理事長が指名する職員及び学外委員とする。

10 審議機関等の審議事項

役員会（仮称）	経営審議会（仮称）	教育研究審議会（仮称）
理事長は、重要事項を意思決定するときは、役員会（仮称）の議を経なければならない。	法人の経営に関する重要事項を審議する。	大学の教育研究に関する重要事項を審議する。
理事長及び理事（非常勤を含む。）で構成	理事長、理事（非常勤を含む。）及び学外委員で構成	学長となる理事長、理事（非常勤を含む。）、学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長、理事長が指名する職員及び学外委員で構成
① 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項 ② 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤ その他役員会（仮称）が定める重要事項	① 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ③ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ⑤ 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ⑥ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑦ その他法人の経営に関する重要事項	① 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの ③ 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ④ 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関するもの ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項 ⑥ 学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑨ その他県立大学の教育研究に関する重要事項

11 教員人事に係る専門機関

全学的視点に立ち、公平性、客観性、透明性を確保した教員の人事（教員の採用・昇任選考及び降任、解雇、懲戒等の審査）を行うため、法人に専門機関の設置を検討する。

12 教授会

教員の教育研究以外の業務負担を軽減し、教育研究活動に専念できる環境を整えるため、教授会の審議事項を精選する。

13 法人・大学運営組織

- (1) 法人化により、自主的・自律的で機動的な運営が確保できる法人・大学運営組織体制を構築し、教育・研究・地域貢献活動の活性化を図る。
- (2) 法人経営部門と大学運営部門の業務分担を明確にし、機動的・弾力的な業務遂行が可能となる体制を構築する。
- (3) 法人の経営企画機能を確立するため、専門の部署の設置を検討する。

14 理事長選考機関

- (1) 学長となる理事長を選考するための機関として、法人に理事長選考会議（仮称）を置く。（法第71条第3項）
- (2) 構成員は、経営審議会（仮称）から選出された委員3人、教育研究審議会（仮称）から選出された委員3人の計6人とする。
- (3) 経営審議会（仮称）から選出された委員及び教育研究審議会（仮称）から選出された委員のいずれにも学外者を含めるものとする。
- (4) 選考対象となる理事長（学長）は、構成員とならないものとする。

15 役員の任期

- (1) 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議（仮称）の議を経て、法人の規程で定める。（法第74条第1項・第3項）
- (2) 上記にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、4年とする。
- (3) 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。（法第74条第4項）
- (4) 監事の任期は、2年とする。
- (5) 役員は再任されることができる。（法第15条第2項）

II 目標評価制度

1 中期目標

- (1) 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを法人に指示するとともに、公表する。(法第25条第1項)
- (2) 中期目標の項目については、できる限り数値目標を盛り込むなど、具体的かつわかりやすい妥当性のある目標を設定する。

【目標項目】(法第25条第2項、第78条第2項)

- ・中期目標の期間（6年間）
- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- ・その他業務運営に関する重要事項

2 中期計画

- (1) 法人は、中期目標に基づき、その目標を達成するための中期計画を作成し、知事の認可を受け、公表する。(法第26条第1項、第5項)
- (2) 中期計画は、全学的な方針に加えて、学部・研究科・センターなど部門ごとに取り組む計画を盛り込む。
- (3) 中期計画は、できる限り数値目標や達成年次を示すなど、その達成状況が把握しやすいように定める。
- (4) 法人は、中期計画に基づき、年度計画を定め、知事に届け出るとともに、公表する。(法第27条第1項)

【計画項目】(法第26条第2項)

- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ・短期借入金の限度額
- ・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ・剰余金の使途
- ・その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 評価制度

(1) 各事業年度の評価

- ① 法人は、中期目標に基づき、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受ける。(法第28条第1項)
- ② 法人の業務実績については、県に設置する評価委員会が評価を行う。評価委員会は、第三者機関としての客観性や厳正な評価を確保するため、外部有識者で構成する。(法第11条第2項)
- ③ 評価委員会が評価を行うときは、法人の自己点検評価とともに、必要に応じて、評価委員会が独自に行う法人調査を踏まえる。(法第28条第2項)
- ④ 評価委員会は、評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対し業務運営の改善その他の勧告を行う。(法第28条第3項)

(2) 中期目標期間終了時の評価

- ① 法人は、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受ける。(法第30条第1項)
- ② 評価委員会が評価を行うときは、学校教育法第69条の3第2項に定める認証評価機関が行う専門評価や、必要に応じて、評価委員会が独自に行う法人調査を踏まえる。(法第30条第2項、第79条)
- ③ 知事は、法人の中期目標期間の終了時において、法人の業務を継続する必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。(法第31条第1項)

4 情報公開

法人は、その業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努める。(法第3条第2項)

○ 法で公表等が義務付けられている主な事項

- ・ 副理事長・理事の任命 (法第14条第4項)
- ・ 副理事長・理事の解任 (法第17条第4項)
- ・ 業務方法書 (法第22条第4項)
- ・ 中期計画 (法第26条第5項)
- ・ 年度計画 (法第27条第1項)
- ・ 中期目標期間終了時の事業報告書 (法第29条第1項)
- ・ 財務諸表及び事業年度の事業報告書・決算報告書・監事の意見を記載した書面 (法第34条第4項)
- ・ 役員報酬等の支給基準 (法第56条第1項・第48条第2項)
- ・ 職員の給与等の支給基準 (法第57条第2項)

Ⅲ 運営費交付金

○ 運営費交付金

- (1) 法人独自の方針に沿った財政運営を可能とするため、県から使途の内訳を特定しない運営費交付金として、法人経営に必要な経費を措置する。(法第42条)
- (2) 運営費交付金については、法人事業の計画的実施が図られるよう、中期目標期間中の総額の見込みを示すほか、県の財政状況や社会状況、法人の経営状況等の変化にも対応できる算定方法を検討する。
- (3) 経常的又は標準的な経費と特別な事業計画に基づく特定の経費との区分、経営努力を反映させる算定ルール、目標評価システムによる評価結果の適切な反映の方法などを検討する。

Ⅳ 財務会計制度

1 会計制度・会計基準等

- (1) 法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとする。(法第33条)
- (2) 法人に適用される地方独立行政法人会計基準に基づく会計制度を確立する。(地方独立行政法人法施行規則第1条第3項)
- (3) 複数年度の予算執行が可能となる弾力的な予算制度を確立する。

2 授業料等収入の取扱い

- (1) 授業料等大学の料金については、知事が認可した範囲内で、法人が適切に設定する。(法第23条)
- (2) 受託研究費等の外部資金については、経常的な収入と区分して資金管理できるような仕組みづくりを行う。

3 財産的基礎及び財産の処分

- (1) 県が現物出資する財産は、現に大学の用に供している土地及び建物とする。
- (2) 上記にかかわらず、県は、建物については、新大学開学及び法人化に伴う改修が終了する平成21年度以降に出資することとし、出資するまでは無償貸付とする。
- (3) 法人による重要な財産処分については、議会の議決を経て、県が認可する。(法第44条)

4 施設整備

施設整備については、財源の確保策や事業手法などを検討し、その中で最も経済的かつ効率的な方法を選択する。

5 財務状況の公表

財務諸表を毎事業年度作成し、県に提出しその承認を受けるとともに、その結果を県民に公表する。(法第34条)

V 人事制度

1 人事制度

教育研究活動の活性化や機動的な大学運営を図るため、法人化のメリットを最大限に生かした柔軟で弾力的な人事制度を確立する。

2 教職員人事

- (1) 教員の採用については、公平性、客観性、透明性を確保するため、全学的な方針及び計画に基づいた適切な選考基準に基づく公募制を確立する。
- (2) 教育研究活動の活性化が図られるよう、職務の特性等を踏まえながら、任期制など多様な雇用形態の採用を検討する。
- (3) 全学的視点に立ち、公平性、客観性、透明性を確保した教員の人事（教員の採用・昇任選考及び降任、解雇、懲戒等の審査）を行うため、法人に専門機関の設置を検討する。（再掲）
- (4) 法人経営や教育研究等を効果的・効率的に推進するため、専門的な知識・能力を備えた事務職員の採用・育成や、定型的な業務の外部委託、人材派遣の活用等を検討する。

3 教職員業績評価制度

組織の活性化を図るため、教職員の業績を適正に評価し、その結果を人事、給与、研究費などに反映させる制度の導入を検討する。

4 給与制度

- (1) 給与制度については、国及び県で検討されている制度改革の動向、民間、他大学の情勢を注視しつつ、教職員の業績評価が反映されるようその在り方を検討する。
- (2) 優秀な人材を確保するための方策の一つとして年俸制の活用についても検討する。

5 服務・勤務時間等

法人化により教職員が非公務員となり、服務・勤務時間等について弾力的な運用が容易となることから、このメリットを活用し、職務の特性を踏まえた多様な勤務形態の採用や法人との利益相反等を考慮した兼職・兼業の在り方などについて検討する。

VI 今後のスケジュール（予定）

平成18年	2月	県議会2月定例会提案（法人定款・評価委員会条例）
	12月	県議会12月定例会提案（権利の承継等）
平成19年	1月	法人設立認可申請
	4月	公立大学法人設立

公立大学法人の運営組織のイメージ図

